

令和四年第十三回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年七月十二日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第十三回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、亀田委員はオンラインで参加しております。

なお、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していますので、申し添えます。

まず、次第の1、令和四年第十二回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と鈴木委員、どうぞよろしく願います。

本日は、事務局からの報告が二件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)損害賠償請求事件に係る和解について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いいたします。

○山下学校健康推進課長 それでは、私から、損害賠償請求事件に係る和解について報告いたします。

資料を御覧ください。1、主旨に記載のとおり、本件は令和三年六月四日の本定例会におきまして、損害賠償請求事件が発生した旨を報告したものであり、このたび裁判所から和解勧告があったことから、和解を進めるため、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分を行ったので報告するものです。

続いて、2、事件の概要等についてですが、平成三十年八月に、区立中学校の当時二年生の生徒が腰椎分離症の診断を受ける事故が発生し、これは学校の部活動の練習が原因であり、学校に安全配慮義務違反があるとして、令和三年

五月に、区は損害金二千二百四十九万円余りを支払うよう訴訟を提起されておりました。

3、合意内容についてですけれども、区は解決金として四十万円を支払うことといたします。そのほか、相手方は本件に関し、区及びその指導者に対し、民事上、刑事上及び行政上等の一切の責任追及を行わないものとし、相手方と区との間には、本件和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認することとしております。

4、解決金、5、専決処分日は記載のとおりでございます。  
報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和三年度指定管理施設に係る事業報告について（文教常任委員会所管分）、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いいたします。

○會田中央図書館長 それでは、令和三年度指定管理施設に係る事業報告について（文教常任委員会所管分）についての御報告をいたします。

資料を御覧ください。1の主旨でございます。区では、ガイドラインに基づき、指定管理者制度の透明性をより一層高めるため、毎年度指定管理者より区に提出されている事業報告の内容を公表しております。今般、令和三年度の事業報告が提出されましたので、これについて御報告するものです。

2、対象施設、3、内容につきましましては、別紙で御説明させていただきます。恐れ入りますが、おめくりいただいて、別紙を御覧ください。

令和三年度指定管理施設の事業報告でございます。1の指定管理施設は、世

田谷区立経堂図書館です。令和三年度の報告でございますので、経堂図書館一館だけでございます。(2)指定管理情報として、指定管理者は、世田谷TRCグループです。

2、業務実績、利用状況に関する事項、(1)利用状況につきましては、記載のとおりですが、令和二年度はコロナ禍ということで、大きく数字が落ちておりましたので、増加率が高い形になってございます。

(2)意見・要望等、二十六件の意見・要望ということで、内訳については記載のとおりでございますが、具体的には、図書除菌機をもっと増やしてほしいとか、マスクの着用に関することでもっと注意してもらいたいとか、閲覧席の利用時間をきっちり守ってほしいというような内容がございました。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みについては、記載のとおりでございます。

おめくりいただきました、3、指定管理に関する業務の収支でございます。収入につきましては、収支計画、実績、指定管理料ということで同額でございます。支出につきましては、収支計画から実績というところで、備考欄にあるような、それぞれ、職員給与の引上げ等による支出増でありますとか、コロナ対応に伴う支出増、あるいはコロナによってイベントが未実施になった支出減等ございました、トータルといたしまして、支出のほうが二百十二万二千八百三十四円増という形になってございました。

4、事業計画書で提案した事業等の実施状況でございます。①から③まで記載のとおりでございます。

5、事業実績の評価と改善の取組み、こちらは指定管理者による評価でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施できないものもあつたけれども、感染拡大防止対策を講じた上で特別展示を行うなど、工夫して事業を展開した。今後についても、地域情報の発信や地域連携を生かした事業など

のさらなる図書館サービスの充実を図っていくという内容でございます。

次ページ、6、事業実績の評価、こちらが施設管理所管課による評価でございます。①、前年度の令和二年度評価結果に対する現在までの取組み状況というところで、令和二年度から引き続きのコロナウイルス感染症拡大防止対策など、柔軟な対応ということで評価できるということ、さらに、おはなし会の再開、地域連携の促進や地域情報の発信などに努めているという状況でした。これを受けまして、②令和三年度項目別評価結果ということで、記載のとおりでございますが、2が要求水準を満たしているということで、多くの場合は2、または3という内容になってございます。

次ページが、③項目別評価結果ということで、トータルといたしまして、一〇〇分の七九ということで、総合評価としてはA、管理運営は良好であるという評価をいたしております。

④年度評価所見、⑤評価結果に対する今後の対応につきましては、記載のとおりでございます。

次ページ以降といたしまして、区全体の対象施設ということで、一覧が載せてございますので、参考にしていただければと思います。

恐れ入りますが、表面、一ページに戻っていただきまして、4の公表方法でございます。区ホームページに掲載するとともに、区政情報センター、区政情報コーナーに閲覧冊子を備えるなどして、公表してまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (3)その他の連絡事項等はございませんか。

本日は資料配付が四件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、七月二十六日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第十三回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時十分閉会